

授業料等減免制度のご案内

(福山能開短大 新入生用) **新規申請用**

令和**3**年度**前期**申請版

この制度は、経済的に困難な状況にある学生にも職業に必要な技能・技術・知識を習得する機会を拡大を図るためのものです。

この「ご案内」では、減免対象となるための要件や必要な手続きの流れについて記載しています。

内容を十分ご理解の上、希望者は手続きを行ってください。

なお、ご不明な点等があれば、担当者にご相談ください。

申請期限 **4月30日(金)**

1 認定要件

次の①～④の全ての要件を満たすことが必要です。

① 国籍・在留資格等に関する要件

次のいずれかに該当すること。

- ア 日本国籍を有する者
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として本邦に在留する者
 - ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
 - エ 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると当校の長が認めた者
- ※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）については今回の支援措置の対象にはなりません。

② 学業成績等に関する要件

次の各条件に該当すること。

- ア 本学への入学者
 - 次のAからDのいずれかに該当すること
 - A 高校等の評定平均値が3.5以上であること
 - B 入学試験の成績が上位2分の1以上であること
 - C 高校卒業程度認定試験の合格者であること
 - D 学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること
- イ 3～4年次（応用課程）への入学者 ※参考
 - 次のAからBのいずれかに該当すること
 - A 応用課程進学前の本学での成績が上位2分の1以上であること
 - B 学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

③ 家計の経済状況に関する要件

次のア及びイに掲げる、基準を満たすこと。

ア 収入に関する基準

学生及びその生計維持者のそれぞれの「市町村民税の所得割額」を合算した額（減免額算定基準額）が下表のいずれかの区分に該当すること。なお、本人又は生計維持者の収入が政令指定都市により発行される課税（所得）証明書により証明される場合、その方の市村民税の所得割額に対して4分の3を乗じて得た額を用いて審査を行うこととします。

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3

イ 資産に関する基準

学生及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。

〔基準額〕

生計維持者が2人の場合 : 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 : 1,250万円未満

なお、ここで言う資産とは、次のものであること。

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)
預貯金	普通預金、定期預金等 ※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	—
貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等(延べ棒) ※ 宝石(指輪等)は含まない。

資産の確認については、申請者の自己申告によるものとする。

ウ 「生計維持者」の定義

学生の「生計維持者」に該当する者については、次の整理により判断すること。

- i) 父母がいる場合 . . . 父母が生計維持者となる。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)が、ひとり親の場合は父又は母のみが、生計維持者となる。)
- ii) 父母がいない場合 . . . 父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者が生計維持者となる(例えば、父母を亡くした後、叔父が学生等の学費や生活費を支援している場合は、その叔父が生計維持者となる)。該当者がいない場合(独立生計の場合)は、学生本人のみが生計維持者となる。
- iii) 社会的養護を必要とする者(児童養護施設等に入所していた者等)の場合 . . . 父母の有無を問わず、独立生計と見なし、学生本人のみが生計維持者となる。

2 減免額

① 減免の対象となる授業料、入学料

減免の対象範囲は「授業料」、「入学料」（入学料の減免は入学当初のみであり、遡及適用は行わない。）であり、実習費などとして「授業料」「入学料」とは別に徴収されているものは含まれません。

なお、自治体、民間団体等により実施されている各種支援事業について、本制度と併せて利用することについては、制限するものではありません。

② 住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の学生に対する減免額

授業料等減免の額は、当該学生に係る次表の授業料及び入学料の額となります。

◇授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯の学生）（※）

課程	入学料	授業料（年額）
本学	169,200 円	390,000 円
3～4 年次（応用課程）※参考	112,800 円	390,000 円

③ 住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分）の学生に対する減免額

住民税非課税世帯に準ずる世帯（以下、「準ずる世帯」という。）の学生に対しては、住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の学生に対する減免額の3分の2の額（第Ⅱ区分）又は3分の1の額（第Ⅲ区分）を減免する。

◇授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生）（※）

課程	第Ⅱ区分（第Ⅰ区分の2/3）		第Ⅲ区分（第Ⅰ区分の1/3）	
	入学料	授業料（年額）	入学料	授業料（年額）
本学	112,800 円	260,000 円	56,400 円	130,000 円
3～4 年次（応用課程）※参考	75,200 円	260,000 円	37,600 円	130,000 円

（※）授業料の減免は学年を前期と後期に分けて、1 学年において 2 回実施されるため、減免額は 1 回につき、上記②、③の表の半期分の額となります。

3 申請手続き

1. 申請書類

以下の表を確認の上、該当する書類を提出して下さい。

・必要書類一覧

対象者	必要書類
全員	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式1）及び別紙1 ・市区町村の発行する住民票（発行日が3ヶ月以内であって、申請者本人及びすべての生計維持者のもの。マイナンバーや本籍地の記載がないもの。）（原本） ・課税（所得）証明書（申請期間中に市区町村で発行される直近の本人分及びすべての生計維持者分）（原本） ※居住地の市区町村が発行するもので、市町村民税の所得割額が確認できるもの ※市町村民税は、前期（4月）の申請においては前年1月1日現在で居住しているところ（原則として住民票の住所）で課税されるため、1月2日以降に他の市区町村に転居した場合は、1月1日時点で居住していた市区町村から取り寄せること。 ※生計維持者が前年1月1日時点で海外に居住している（いた）場合は、別途相談すること。
外国籍の者 （留学生（「留学」の在留資格を持つ者）については本制度対象外）	<p>在留資格に関する要件を満たしているかを確認できる下記のいずれかの書類（在留資格・期限が明記されているもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在留カード」（写し） ・「特別永住者証明書」（写し） ・その他市区町村の発行する住民票（原本、全員が提出する書類として提出されている場合は併用可）等在留資格・在留期限等が明記されているもの <p>※申込時点で在留期限が切れているが延長申請中である場合、その旨を証明する書類の写しを併せて提出すること。</p>
申請者本人又は生計維持者が生活保護を受給していた者	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護決定（変更）通知書（写し）等 <p>※保護受給期間に、申請を行う年（申請を行う月が1月から5月である場合は、申請を行う年の前年）の1月1日を含むことがわかるものを提出すること。</p>
社会的養護を必要とする、或いは、していた者	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の在籍又は退所証明書（原本）
申請者本人（学生等）が独立生計の者 ※該当する場合、事前に相談すること	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証（写し） ・父母等の所得税法上の扶養家族となっていないことを証明する書類（父母の源泉徴収票（写し）等）
高校等の評定平均値が3.5以上である者	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の事項を証明する高校等が発行した書類（原本）
高校卒業程度認定試験の合格者	<ul style="list-style-type: none"> ・合格証明書（原本）

※必要に応じて追加書類（「学修計画書」等）の提出を求める場合があります。

2. 確認用書類

前述の申請書類に加えて、申請者は全員「授業料減免制度要件確認チェックシート」及び「授業料減免申請書類チェックシート」に記入の上、提出してください。

3. 手続きの基本的な流れ

手続きの基本的な流れは下図のとおりとなります。

なお、一度認定され、その後も減免を希望する場合は、半年ごとに「継続願」を提出し、成績及び収入要件による審査を受ける必要があります。この審査の結果、減免の認定が取り消されたり、減免の区分が変更になる場合があります。

① 申請書の提出…前期授業料支払い期限の月の末日（平日）まで

「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」（様式1）及び別紙1や前掲の必要書類等を作成の上、担当へ提出

② 能開大等による審査…申請の翌月

※学業成績要件の確認後、必要に応じて学修計画書の提出を求める場合があること。

③ 審査結果通知…申請の翌々月

④ 入学料・前期授業料の納付…別途通知する期限内

第Ⅱ区分（3分の2免除）又は第Ⅲ区分（3分の1免除）に該当、もしくは不認定だった場合は、期限内に必要な額の納付を行うこと。

⑤ 継続願の提出…後期授業料の減免申請時

後期以降も授業料減免の継続を希望する場合は、半年に1回「授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」（様式2）及び別紙1（以下「継続願」という。）を提出し、学業成績、収入及び資産に関する要件の確認を受ける必要があること（詳細は別途）

4 その他の措置

前期（4月）の申請者については、前年1月1日以降に以下のような予測できない事由により家計が急変し、緊急に減免の支援が必要となった場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たし、審査の結果認定されれば支援の対象となるため、該当すると思われる場合は担当者に随

時相談してください。

- (1) 生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- (2) 生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
- (3) 生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る。）
- (4) 生計維持者が震災、火災、風水害等で被災

5 注意事項

1. 認定後の授業料減免の継続手続きについて

- (1) 継続して授業料減免を受けるために、半年に1回（年2回）、所定期間内に「継続願」を提出する必要があります。この手続きを怠ると、授業料減免は停止となります。

2. 授業料減免の継続のための要件確認について（適格認定）

- (1) 授業料減免の継続にあたっては次の要件確認が必要となります。
 - ①年1回行われる家計状況の確認により、収入や資産が授業料減免の基準を満たすかどうか、及び基準を満たす場合の授業料減免の支援区分の判定がなされ、この結果に従い、授業料減免の停止や授業料減免を継続する際の支援区分の変更があり得ること。
 - ②半期毎に行われる学業成績の確認により（総合課程は年度末に1回）、成績不良のため基準を満たさない場合は、授業料減免の「廃止」や「警告」という措置が行われること。

「廃止」となった場合は、以降の授業料減免が受けられなくなり、さらに廃止からの復活や再申請はできなくなること。

「警告」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があること。連続して成績が向上せず「警告」となった場合は、「廃止」となること。

著しく成績不良である場合は、当該学期の初日（総合課程は年度の初日）に遡って認定を取消され、その年度で減免された入学料及び授業料を納付する必要があること。

- (2) 懲戒としての退学、停学、戒告または訓告の処分を受けた場合は、授業料減免については「廃止」又は「停止」になること。認定を取り消すこととなる懲戒処分を受けた場合、当該処分日付で認定の取消を行い、処分日の属する学年の初日に遡って授業料を徴収することとなります。

3. 休学・退学について

- (1) 休学・退学する場合は、休学・退学願を提出する際に、必ず、減免の担当者にも申し出て、必要な手続きを行ってください。
- (2) 正規の手続きにより休学した場合は、復学後、授業料減免を申請することが可能です。

4. 不正による認定の取り消しについて

- (1) 学生等が不正に授業料等減免を受けたことが判明した場合には、授業料等減免対象者としての認定を取り消し、減免していた授業料等について、支払いを求めます。

授業料等減免申請書類チェックシート

本人情報	願い出者 ()	福山能開短大
	学 科 ()	学 年 () 年)

申請理由	提出書類					
	必須書類	学生 確認欄	能開大等 記入欄	該当者のみ	学生 確認欄	能開大等 記入欄
新規申請	(1) 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 (様式1)			<国籍> いずれか1つを提出すること	—	—
				① 在留カードの写し		
	(2) 申請者本人及び生計維持者に関する申告 (様式1別紙1)			② 特別永住者証明書の写し		
				③ その他「住民票」の原本等、在留資格や期限が明記されている書類		
	(3) 市区町村の発行する住民票 (本人及び生計維持者分) ※マイナンバー及び本籍地の記載がないもの			<成績基準> いずれか1つを提出すること	—	—
				① 評定平均値3.5以上である場合はそれを証明する書類(高校から査書を手入手すること。)		
	(4) 課税 (所得) 証明書 (本人及び生計維持者分) ※市区町村の所得割額が確認できるもの			② 高校卒業程度認定試験合格者はその合格証明書		
			<収入> 生活保護決定 (変更) 通知書等の写し			
(5) 授業料減免制度要件確認チェックシート			<社会的養護の確認> 児童養護施設等の在籍又は退所証明書の原本			
(6) 授業料減免申請書類チェックシート			<独立生計者>いずれも提出すること	—	—	
【在校生・応用課程 新入生のみ】	(7) 授業料減免制度の経過措置に係る確認書 (様式12)			① 健康保険証の写し		
				② 父母の源泉徴収票等の写し		

※ 必要に応じて追加書類(「学修計画書」等)の提出を求め場合がありますのであらかじめご了承ください。

能開大等記入欄	受付日	受付番号
	令和 年 月 日	

※ 能開大等の担当者は「能開大等記入欄」への記入後、この様式の写しを申請者に手交すること。

授業料等減免制度 要件確認チェックシート

本人情報	願い出者 ()	学科・学年 (科 ・ 年)
	申請内容 (新規 ・ 停止/再開 ・ 家計急変)	

要件	確認内容	学生 チェック欄	本能開大 等 使用欄	備考	
生計維持者	生計を維持している者が、以下の(1)～(4)のいずれかである。	—			
	(1) 父母ともにいる				
	(2) 父母どちらか一方がいる				
	(3) 父母どちらもないが、学資負担する者が他にいる(成年後見人等)				
	(4) 父母どちらもない(独立生計である)				
	(5) その他 ()			(5)に該当する者の例 ・社会的養護を必要とする者または必要としていた者 等	
国籍	以下の(1)～(4)のいずれかに該当する者である。 ※留学生については、対象要件から外れていること(「留学」の在留資格者)。	—			
	(1) 日本国籍を有する者である。				
	(2) 日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者として本邦に在留する者である。				
	(3) 出入国管理及び難民認定法別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者である。				
	(4) 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると能開大等の長が認めた者である。				
学業成績	(1) 本学入学1年以内の者の場合	—	—		
	該当する場合、いずれか一つにチェックをする	(A) 高校等の評定平均値が3.5以上である			<留意点> 左記の(A)～(C)に当てはまらないと判断した場合、学修計画書を追加で求めることがあります。
		(B) 入学試験の成績が上位2分の1以上であること	—		
		(C) 高校卒業程度認定試験の合格者であること			
		上記(A)～(C)のどれにも該当しない場合	—		
	(2) 入学後1年以上を経過した者の場合	—	—	<留意点> 左記の項目については、能開大等において要件の確認を行います。(A)に当てはまらないと判断した場合、(B)の(b)の学修計画書を追加で求めることがあります。	
	(A)または(B)のいずれか一つにチェックをする	(A) 在校する能開大等における学業成績について、平均成績等が上位2分の1であること	—		専門課程、応用課程の場合 「標準単位数＝卒業基準単位数(125単位)÷修業年限×在籍年数」
(B) 次の(a)及び(b)のいずれにも該当すること		—			
(a) 修得単位数が標準単位数以上であること		—			
	(b) 学修計画書の提出を求め、学習意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。	—			
経済状況	収入に関する基準	学生等及びその生計維持者のそれぞれについて、課税(所得)証明書の所得割額を合算した額(減免額算定基準額)が下表のいずれかに該当する者である。		政令指定都市が発行する課税(所得)証明書により証明される市民税の所得割額については、その額に4分の3を乗じて得た額を用いることとする。	
		区分	減免額算定基準額		減免額
		第Ⅰ区分	100円未満		満額免除(上限)
		第Ⅱ区分	100円以上25,600円未満		第Ⅰ区分減免額の2/3
	第Ⅲ区分	25,600円以上51,300円未満	第Ⅰ区分減免額の1/3		
資産に関する基準	学生等及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当する者である。				
	【基準額】 ・生計維持者が2人の場合 : 2,000万円未満 ・生計維持者が1人の場合 : 1,250万円未満	—	—		

授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

様式 1

年 月 日

福山職業能力開発短期大学校 校長 殿

私は、貴校に対し、授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在校する校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。

※以下のすべての項目を申請者（学生）本人が記入（自筆）してください。

申請者 (学生)	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属課程・学科等		学籍番号	
	学年			
	令和2年度以降に本制度の支援を受けた能開大等の学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)	年 月～ 年 月 / 月
	令和2年度以降に本制度の入学料減免を受けたことがありますか。			ある ・ ない

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 別紙1の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。
- ロ 令和2年度以降に、能開大等における授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ハ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本校が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

新規申請用 (前期用)

(別紙1)

申請者本人及び生計維持者に関する申告

申請者 (本人) について

申請者 (本人)	国籍等	日本国 ・ 日本国以外	
	在留資格	(国籍が「日本国以外」の人のみ回答)	
		永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者	
		在留期限	(在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」以外の人のみ回答) (西暦) 年 月
	日本に永住する意思	(在留資格が「定住者」の人のみ回答) あり ・ なし	
出身校情報			
<p>※応用課程以外の課程の学生は出身高校等の校名を記載してください。</p> <p>※応用課程の学生は応用課程入学前に在籍していた専門課程等の校名を記載してください。</p> <p>※応用課程以外の課程の学生で、高卒認定試験合格者等の場合は、試験名と合格年月を記入して下さい。</p>			
学校名 (出身学校名)			
卒業年月		年 月	
施設等 在籍 状況	あなたは社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた人ですか。		
	はい ・ いいえ		
	(上記「はい」と答えた人のみ回答)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設に入所 ・ 児童心理治療施設に入所 ・ ファミリーホームで養育 ・ 児童自立支援施設に入所 ・ 自立援助ホームに入所 ・ 里親に養育 			

生計維持者について

同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。

(生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。(最大2名))

生計維持者 1	フリガナ		申請者との続柄	
	氏名			
	現住所	(□ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。)		
		〒 —		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	前年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい	・	いいえ
	前年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい	・	いいえ

生計維持者 2	フリガナ		申請者との続柄	
	氏名			
	現住所	(□ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。)		
		〒 —		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	前年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい	・	いいえ
	前年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい	・	いいえ

資産の申告

申請者(あなた)と生計維持者(原則父母)の資産の合計は2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)ですか。	はい	・	いいえ
---	----	---	-----

※「いいえ」を選んだ場合は、基準を満たしていないため、授業料等減免を受けられません。

申請者(あなた)と生計維持者(原則父母)の資産額(1万円未満は切り捨てて記入)	申請者(あなた)	生計維持者 1	生計維持者 2

- ※ 申請にあたって添付する各種証明書類は、マイナンバーや本籍地の記載のないものとして下さい。
- ※ 申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の「住民票」（原本）（発行日が3ヶ月以内のもの）1部及び**前期（4月）申請においては前々年1月～12月の所得内容の**「課税（所得）証明書」（原本）1部を添付してください。課税（所得）証明書には、市町村民税の所得割額が記載されていることが必要です。市町村の税証明書の窓口申請してください。
- ※ 生計維持者が**前年**1月1日時点で海外に居住している（いた）場合は、別途、校の担当者に相談してください。
- ※ 申請者や生計維持者のいずれかが生活保護法の生活扶助を受給している場合には、受給期間に**前年**1月1日を含む生活保護決定（変更）通知書等（写し）1部を添付してください。
- ※ 申請者が社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた方の場合、生計維持者の欄は記入不要です。児童養護施設等の在籍又は退所証明書（原本）1部を添付してください。
- ※ 申請者（学生）本人が独立生計の者に該当すると思われる場合は、事前に校の担当者に相談してください。独立生計者の場合は、健康保険証（写し）1部及び父母等の所得税法上の扶養家族となっていないことを証明する書類（源泉徴収票（写し）等）1部の添付が必要となります。
- ※ 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。
- ※ 応用課程を除く入学者（新入生）の学業成績等に関する要件について、「高校等の評定平均値3.5以上」に該当する場合には、高校等の評定平均値が記載された卒業時の成績証明書（原本）1部を添付してください。
- ※ 応用課程を除く入学者（新入生）で、高校卒業程度認定試験の合格者は合格証明書（原本）1部を添付してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本校が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

家計の急変に係る申告書

※家計の急変の事由が発生したときから3カ月以内に校の担当者に相談してください。
相談の後に家計急変の申請（様式1、様式1別紙1及び本申告書による申請）を行います。

生計維持者1	氏名		続柄		
	家計急変の事由				
	生計維持者1の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。				
	<input type="checkbox"/> A：死亡 <input type="checkbox"/> B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 <input type="checkbox"/> C：失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 <input type="checkbox"/> D：震災、火災、風水害等に被災 <input type="checkbox"/> E：A～Dのいずれにも該当しない（事由が発生していない）				
	家計急変の事由が発生した年月 (上記でA～Dを選んだ人は記入してください)		(西暦)	年	月
	上記「家計急変の事由」で、「D：震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。				
<u>災害の内容</u> （該当するものを選んでください） <input type="checkbox"/> 地震、風水害、噴火等の自然災害 <input type="checkbox"/> 火災又は爆発等 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
<u>申込時点での状況</u> <input type="checkbox"/> 被災により死亡 <input type="checkbox"/> 被災により生死不明（行方不明） <input type="checkbox"/> 被災により就労困難					
(上記で「被災により就労困難」を選んだ人は記入してください) <u>就労困難の理由</u> <input type="checkbox"/> 被災による傷病 <input type="checkbox"/> 災害の影響で勤務先(又は経営している会社)が倒産、廃業又は一時的に休業 <input type="checkbox"/> 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 <input type="checkbox"/> 災害の影響で通勤困難（道路の崩落、公共交通機関の長期運休等） <input type="checkbox"/> その他（ ）					

※「B:怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難」に該当する被雇用者の場合、(別紙3)をあわせて提出してください。

【添付書類（証明書類）について】

- ※ 家計急変の事由が生じた生計維持者の所得を証明する書類を添付してください。
- ・雇用主が発行した給与明細書（前回提出後、3か月分）
※複数個所から給与を得ている場合、その全ての事業所からの給与証明書が必要
 - ・給与明細書（ 年 月分 ～ 年 月分 ）
 - ・その他（ ）
- ※ 該当者について、「家計急変の事由」ごとに必要な証明書類を提出してください。
（該当する書類ごとに1部を提出）
また、これ以外にも別途書類を求める場合があります。

<p>事由A：死亡</p> <p>次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none">・戸籍謄本（抄本）・住民票（原本）（死亡日記載）
<p>事由B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難</p> <ul style="list-style-type: none">・医師による診断書（原本） 及び・雇用主による病気休職に係る証明書（休職証明書【様式1別紙3】）
<p>事由C：失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。</p> <p>次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none">・雇用保険被保険者離職票（写し）・雇用保険受給資格者証（写し）
<p>事由D：震災、火災、風水害等に被災</p> <ul style="list-style-type: none">・罹災証明書（写し）

休職証明書

福山職業能力開発短期学校長 殿

氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
所属(職名)	
休職理由	
休職期間	休職開始日 年 月 日 休職終了日 年 月 日 ※終了日が確定していない場合は、「予定の終了日」または「未定で終了予定日が記載できない」とご記入ください。
休職中の給与	休職中の給与 有給 / 無給 ■有給の場合の給与月額支払額 円 ※休職中の給与について、有給又は無給どちらかを○で囲ってください。 ※有給の場合の給与月額支払額を記載されない場合は、給与規定を添付してください。

上記の通りであることを証明します。

年 月 日

<証明者(雇用主)>

【住所】

【勤務先】

【役職・氏名】

印